

市政トピックス

CITY TOPICS

人にやさしい街づくり 障がい者施策審議会 委員を募集します

年齢や障がいの有無に関わらず、誰もが地域において安心した生活ができるまちづくりや障がいのある方に関する施策の推進などについて、調査や審議を行っています。市民の方から、幅広いご意見をいただきたいため、委員を募集します。

応募資格 市内在住・在勤・在学の20歳以上（平成21年5月1日現在）の方

募集人数 2人程度（応募者多数の場合は、面接により決定します）

す）

任期 3年（平成21年5月～平成24年4月まで）

応募期限 4月24日（金）まで

応募方法 応募用紙に記入のうえ、直接か郵送またはファクスで申し込んでください。（応募用紙は高浜市公式ホームページから入手できます）

申込・問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

〒444-1334

高浜市春日町5-165

☎ 52-9871

FAX 52-7918

電子メール

fukushi@city.takahama.lg.jp

児童扶養手当 受給者の皆さんへ

児童扶養手当を4月10日（金）に振り込みました。

手当受給資格者で、まだ申請していない方はご連絡ください。

受給資格者 父がいないか、父が障がい（身障手帳1級か2級の一部）状態にある家庭で、18歳到達年度未までの児童または20歳未満で障がいの状態にある児童を養育している方

※所得制限があります。また、公

的年金受給者は対象外です。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎ 52-9871

市障がい者扶助料の内容が一部変更になりました

障がいのある方のための基金（視覚障がい者救済基金、心身障がい児および家庭救済基金、心身障がい者福祉基金）の原資を有効的に活用し、増大する障がい福祉サービスに対応するため、新しい基金（障がい者福祉基金）が設置され

ました。

これにともない、「心身障がい児見舞金」と「視覚障がい者見舞金」が廃止されますが、表の条件に該当する場合は、月額に上乗せ（加算）し支給することになりました。

該当される方には、新しい「障がい者扶助料証書」を送付しましたので、確認をお願いします。

※新たに手続きをする必要はありません。

問合せ先

いきいき広場内地域福祉グループ

☎ 52-9871

表1 市障がい者扶助料と加算の内容

区分	月額	加算
身体障がい者 手帳等区分	1級	・視覚障がい者3級以上（18歳以上）の場合 月額1,300円 ・18歳未満の場合 月額2,000円
	2級	
	3級	
	4から6級	
知能指数区分 （療育手帳）	35以下（A判定）	・視覚障がい者3級以上（18歳以上）の場合 月額1,300円 ・18歳未満の場合 月額2,000円
	36以上50以下（B判定）	
	51以下75以上（C判定）	
精神障がい者保健 福祉手帳等級区分	1級	・視覚障がい者3級以上（18歳以上）の場合 月額1,300円
	2級	
	3級	